

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和5年3月27日

新庄市監査委員 大場 隆司

記

1. 監査対象 商工観光課の令和4年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 令和4年12月19日から令和5年1月18日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
エコロジーガーデン有料施設使用に係る事務手続きが、関係法令等に基づいた適切な処理となっていない。	書類の記載事項や事務処理に関する不備に関しては、遺漏の無いよう十分留意のうえ事務執行にあたる。 また文書管理規定に基づく指摘に関しては、関係法令を精査し、適切に対応する。